

議案第6号

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例等の一部を改正
する条例の制定について

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月17日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和62年佐倉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条、第9条関係）

使用区分		使用単位	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
佐倉市志津コミュニティセンター	施設	ホール	6,600円	8,810円	6,600円	22,010円
		大会議室	2,010円	2,680円	2,010円	6,700円
		第1会議室 (調理室)	1,110円	1,480円	1,110円	3,700円
		第2会議室	670円	890円	670円	2,230円
		第3会議室	650円	870円	650円	2,170円
		集会室（視聴覚室）	880円	1,180円	880円	2,940円
		和室1			530円	
		和室2	530円	710円	530円	1,770円
		茶室	440円	600円	440円	1,480円
		多目的グラウンド	2時間につき820円			
	設備	ホール映写設備	1,650円	1,650円	1,650円	4,950円

		ホール放送設備	980円	980円	980円	2,940円
		視聴覚室視聴覚設備	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
		調理室調理設備	550円	550円	550円	1,650円
佐倉市 和田コ ミュニ ティセ ンター	施設	ホール	4,520円	6,030円	4,520円	15,070円
		高齢者談話室				
佐倉市 和田コ ミュニ ティセ ンター	設備	ホール放送設備	980円	980円	980円	2,940円
		ホールコンサート用ピアノ	1,930円	1,930円	1,930円	5,790円
佐倉市 佐倉コ ミュニ ティセ ンター	施設	ホール	2,030円	2,720円	2,030円	6,780円
		音楽練習室	550円	730円	550円	1,830円
		第1会議室	220円	300円	220円	740円
		第2会議室	610円	810円	610円	2,030円
		第3会議室	450円	610円	450円	1,510円
		第4会議室	450円	610円	450円	1,510円
		調理室	760円	1,010円	760円	2,530円
		和室1	320円	430円	320円	1,070円
		和室2			320円	
	佐倉市 佐倉コ ミュニ ティセ ンター	設備	ホール音響設備	1,650円	1,650円	1,650円
ホール舞台用照明設備			2,240円	2,240円	2,240円	6,720円

		ホールコン サート用ピ アノ	1, 9 3 0 円	1, 9 3 0 円	1, 9 3 0 円	5, 7 9 0 円
		調理室設備	1, 0 8 0 円	1, 0 8 0 円	1, 0 8 0 円	3, 2 4 0 円
		水屋設備	1 6 0円	1 6 0円	1 6 0円	4 8 0円
佐倉市 千代 田・染 井野ふ れあい センタ ー	施設	第1会議室	1, 2 4 0 円	1, 6 5 0 円	1, 2 4 0 円	4, 1 3 0 円
		第2会議室	4 1 0円	5 6 0円	4 1 0円	1, 3 8 0 円
		第3会議室	7 8 0円	1, 0 4 0 円	7 8 0円	2, 6 0 0 円
	設備	調理設備	1 8 0円	1 8 0円	1 8 0円	5 4 0円

備考

- 1 佐倉市志津コミュニティセンターの和室1及び佐倉市佐倉コミュニティセンターの和室2は、午前9時から午後5時まで、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 2 佐倉市和田コミュニティセンターの高齢者談話室は、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 3 市内在住者以外の者が使用する場合は、使用単位における使用料（以下「単位使用料」という。）の10割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 4 入場料及びこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、単位使用料の20割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 5 使用単位を超過した場合又は使用単位に記載された時間以外の使用を認めた場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、その使用が午後1時までのときは午前9時から正午までの欄に、午後1時から午後6時までのときは午後1時から午後5時までの欄に、午後6時以降のときは午後6時から午後9時までの欄にそれぞれ規定する額から算定した1時間当たりの額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を使用料として徴収する。この場合において、割増使用料の対象となるときは、当該使用料に併せて徴収する。

別表第2中「580円」を「590円」に改める。

別表第3 佐倉市西志津ふれあいセンターの項を次のように改める。

佐倉市西志津ふれあいセンター	施設	ホール	3,610円	4,810円	3,610円	12,030円
		会議室	1,360円	1,820円	1,360円	4,540円
		展示室	2,350円	3,130円	2,350円	7,830円
	設備	ホール舞台用照明設備	2,240円	2,240円	2,240円	6,720円
		ホール映写設備	1,650円	1,650円	1,650円	4,950円
		ホール音響設備	1,650円	1,650円	1,650円	4,950円
		ホールコンサート用ピアノ	1,930円	1,930円	1,930円	5,790円

(佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成10年佐倉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

区分	時間	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から
		正午まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
佐倉市西部地域福祉センター	会議室1	1,130円	1,500円	1,130円	3,760円
	会議室2	970円	1,310円	970円	3,250円
	会議室3	970円	1,310円	970円	3,250円
	研修室	1,130円	1,500円	1,130円	3,760円
	娯楽室1	920円	1,250円	920円	3,090円
	娯楽室	830円	1,110円	830円	2,770円

	2				
	和室	370円	520円	370円	1,260円
佐倉市南部地域福祉センター	研修室1	1,170円	1,560円	1,170円	3,900円
	研修室2	1,170円	1,560円	1,170円	3,900円
	和室	1,170円	1,560円	1,170円	3,900円
	大広間	2,560円	3,420円	2,560円	8,540円
	作業室	920円	1,250円	920円	3,090円
	娯楽室1	430円	580円	430円	1,440円
	娯楽室2	430円	580円	430円	1,440円
	会議室1	370円	520円	370円	1,260円
	会議室2	370円	520円	370円	1,260円

(佐倉市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 佐倉市老人憩の家設置及び管理に関する条例（昭和53年佐倉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表集会室又は大会議室の項中

「

510円	690円	1,200円
------	------	--------

」を

「

520円	700円	1,220円
------	------	--------

」に改める。

(佐倉市立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 佐倉市立青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和59年佐倉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,000円」を「1,010円」に改める。

(佐倉市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 佐倉市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例(昭和54年佐倉市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第8条中「1,080円」を「1,100円」に改める。

(佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例(平成14年佐倉市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第8条中「1,080円」を「1,100円」に改める。

(佐倉市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 佐倉市民体育館の設置及び管理に関する条例(昭和55年佐倉市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1 基本施設の表団体使用の場合の上限額(10人以上)の項を次のように改める。

団体 使用 の場 合の 上 限 額 (10 人 以 上)	第1 競技 場 (全 面)	一般	3,300円	1,650円	6,600円	3,300円
		高校生・ 大学生	2,470円	1,230円	4,950円	2,470円
		中学生以 下	1,650円	820円	3,300円	1,650円
	第1 競技 場 (半 面)	一般	1,650円	820円	3,300円	1,650円
		高校生・ 大学生	1,230円	610円	2,460円	1,230円
		中学生以 下	820円	400円	1,650円	820円
	第2 競技 場 (剣 道)	一般	1,320円	660円	2,640円	1,320円
		高校生・ 大学生	870円	430円	1,750円	870円
		中学生以 下	430円	210円	870円	430円

場)					
第3 競技 場 (柔 道 場)	一般	1,320円	660円	2,640円	1,320円
	高校生・ 大学生	870円	430円	1,750円	870円
	中学生以 下	430円	210円	870円	430円
卓球 室	一般	1,320円	660円	2,640円	1,320円
	高校生・ 大学生	870円	430円	1,750円	870円
	中学生以 下	430円	210円	870円	430円
トレ ー ニ ン グ 室	一般	1,320円	660円	2,640円	1,320円
	高校生・ 大学生	870円	430円	1,750円	870円
	中学生以 下	430円	210円	870円	430円
ステ ー ジ	一般	700円	340円	1,400円	700円
	高校生・ 大学生	460円	230円	930円	460円
	中学生以 下	230円	110円	460円	230円
弓道 場	一般	1,320円	660円	2,640円	1,320円
	高校生・ 大学生	870円	430円	1,750円	870円
	中学生以 下	430円	210円	870円	430円
会議室		430円	210円	870円	430円

別表第1の2 附帯施設の表中「1,080円」を「1,100円」に、「5,400円」を「5,500円」に改める。

別表第2中「13,580円」を「13,830円」に改める。

(佐倉市立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 佐倉市立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（昭和63年佐倉

市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1団体使用の場合の上限額(10人以上の団体)の項を次のように改める。

団体使用 の場合の 上限額(1 0人以上 の団体)	一般	1,910円	950円	3,830円	1,910円
	高校生・ 大学生	1,260円	630円	2,520円	1,260円
	中学生以 下	630円	310円	1,260円	630円

別表第2中「1,740円」を「1,770円」に改める。

(佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例(平成17年佐倉市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第2宿泊料の項を次のように改める。

宿泊 料	研修セ ンター (1人 1泊に つき)	幼児	870円	1,100円	1 原則として、2 0人以上の団体 利用とする。 2 1泊とは午後 1時から翌日の 午前10時まで をいう。
		小学生・ 中学生	1,310円	1,640円	
		一般	1,750円	2,200円	
	シェア ハウス (1人 1泊に つき)	幼児	1,010円	1,270円	1 原則として、1 室当たり2人以 上5人以下の利 用とする。 2 1泊とは、午後 3時から翌日の 午前10時まで をいう。
		小学生・ 中学生	1,520円	1,900円	
		一般	2,030円	2,540円	
	ログハ ウス (1棟 1泊に	3月から 10月ま で	15,680 円	18,840 円	1 原則として、1 棟当たり6人ま での利用とする。
		11月か	12,520	15,680	2 1泊とは、午後

	つき)	ら翌年の 2月まで	円	円	3時から翌日の 午前10時まで の利用をいう。
--	-----	--------------	---	---	-------------------------------

別表第3室料の項を次のように改める。

室料	研 修 室、学 習室、 実 習 室、古 民 家 又 は 体 育 館	2,200 円	2,200 円	2,200 円	4,400 円	550円
	農 産 加 工 室 又 は 調 理室	850円	850円	850円	1,700 円	210円

別表第4中「10,000円」を「10,180円」に、「30,000円」を「30,550円」に改める。

別表第5中「9,770円」を「9,950円」に改める。

(佐倉市農村集会施設設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 佐倉市農村集会施設設置及び管理に関する条例（平成11年佐倉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中「760円」を「770円」に、「1,520円」を「1,540円」に改める。

(佐倉市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第11条 佐倉市農業集落排水処理施設条例（平成6年佐倉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例（平成15年佐倉市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表オートキャンプ場の項中「4,110円」を「4,180円」に、「2,060円」を「2,090円」に改め、同表テニスコートの項中「570円」を「580円」に、「660円」を「670円」に改め、同表農園の項中「5,000円」を「5,090円」に改める。

(佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第13条 佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成10年佐倉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表動物の死体の項中「1,620円」を「1,650円」に改める。

(佐倉市産業廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 佐倉市産業廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例（昭和63年佐倉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「2,160円」を「2,200円」に改める。

(佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成5年佐倉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

7,810円	11,720円
3,900円	5,860円
3,350円	11,720円
1,680円	5,860円

」を

「

7, 960円	11, 940円
3, 980円	5, 970円
3, 420円	11, 940円
1, 710円	5, 970円

」に改める。

別表第3中「100円」を「110円」に、「210円」を「220円」に改める。

(佐倉市都市公園条例の一部改正)

第16条 佐倉市都市公園条例（昭和47年佐倉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2業として行う写真、映画等の撮影の項中「7, 720円」を「7, 860円」に、「5, 450円」を「5, 550円」に改める。

別表第4中「5, 400円」を「5, 500円」に、「10, 800円」を「11, 000円」に改める。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第16条の6関係）

1 基本施設

区分	入場料等を徴収しないで使用する 場合			入場料等を徴収して 使用する場合		摘要
	2時間	半日	1日	半日	1日	
長嶋 茂雄 記念 岩名 球場	一般	2, 470 円	4, 950 円	9, 900 円	24, 75 0円	49, 50 0円
	高校生・ 大学生	1, 310 円	2, 620 円	5, 260 円	12, 37 0円	24, 75 0円
	小・中学 生	820円	1, 650 円	3, 300 円		
	職業野球				74, 25 0円	148, 5 00円

	会議室	430円	870円	1,750円	870円	1,750円		
岩名 第2 球場	一般	1,650円	3,300円	6,600円				
	高校生・ 大学生	820円	1,650円	3,300円				
	小・中学 生	480円	970円	1,960円				
大作 球場	一般	1,650円	3,300円	6,600円				
	高校生・ 大学生	820円	1,650円	3,300円				
	小・中学 生	480円	970円	1,960円				
陸上 競技 場	団体	一般		9,900円	19,800円	33,000円	66,000円	夜間 時間 以外 にお ける 10 人 以 上 の 利 用 に つ い て 適 用 す る。
		高校 生・大 学生		1,310円	2,620円	8,250円	16,500円	
		小・中 学生		820円	1,650円			
		アマ チュ アス ポー ツ以 外					99,000円	
	個人		1回 150円					
会議室		430円	870円	1,750円	870円	1,750円		

				円		円	
テニス コート (ク レ ー) (1 コ ー ト に つ き)	一般	650円	1,300円	2,600円	13,090円	26,190円	
	高校生・ 大学生	310円	650円	1,300円	6,540円	13,090円	
	小・中学 生	150円	310円	650円			
	職業テニ ス				26,190円	52,390円	
テニス コート (人 工 芝) (1 コ ー ト に つ き)	一般	1,260円	2,500円	5,010円	25,030円	50,080円	
	高校生・ 大学生	640円	1,260円	2,500円	12,500円	25,030円	
	小・中学 生	310円	640円	1,260円			
	職業テニ ス				50,080円	100,170円	
スポ ーツ 資 料 館	会議室	1時間 310円					
プ ー ル	一般 (高校生 以上)	1回 480円					
	小・中学 生	1回 150円					
	ロッカー	1回 50円					
岩名 球技 場	全 面 一 般	5,240円	10,480円	20,950円	104,750円	209,520円	
	高 校	2,620円	5,240円	10,480円			

	生・大 学生	円	円	0円			
	小・中 学生	1,680 円	3,350 円	6,700 円			
	一般	2,620 円	5,240 円	10,480 円	52,370 円	104,750 円	
	半 面 高 校 生 ・ 大 学 生	1,310 円	2,620 円	5,240 円			
	小・中 学生	840 円	1,680 円	3,350 円			

備考

- 1 市外居住者が基本施設（プールを除く。）を使用するときは、区分における利用料金の2倍の金額を上限とする。
- 2 個人が陸上競技場を夜間時間に使用する場合は、1回につき150円を加算する。
- 3 スポーツ資料館会議室について使用許可時間を超過した場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、当該区分における利用料金を別に徴収する。

2 附帯設備

設備	使用時間	利用料金の上限額	
放送設備	2時間	870円	
長嶋茂雄記念岩名球場 電光表示盤	2時間	1,310円	
長嶋茂雄記念岩名球場 照明設備	30分	全点灯	5,530円
		3分の2点灯	4,860円
岩名球技場照明設備	1時間	全点灯	3,160円
		2分の1点灯	1,580円
		3分の1点灯	1,050円

(佐倉市教育施設使用条例の一部改正)

第17条 佐倉市教育施設使用条例（昭和29年佐倉市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

320円	540円	860円
540円	750円	1,080円

」を

「

320円	550円	870円
550円	760円	1,100円

」に改める。

(佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和48年佐倉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「690円」を「700円」に、「1,460円」を「1,480円」に改める。

別表第4中「1,380円」を「1,400円」に、「2,920円」を「2,960円」に改める。

(旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例の一部改正)

第19条 旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例（平成11年佐倉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

4,200円
3,880円
5,330円
5,660円
2,810円

」を

「

4, 270円
3, 950円
5, 420円
5, 760円
2, 860円

」に改める。

別表第3中

「

17, 280円
7, 610円
9, 770円

」を

「

17, 600円
7, 750円
9, 950円

」に改める。

(佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成5年佐倉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「25, 920円」を「26, 400円」に、「1, 620円」を「1, 650円」に、「77, 760円」を「79, 200円」に、「4, 860円」を「4, 950円」に、「540円」を「550円」に、「210円」を「220円」に、「5, 400円」を「5, 500円」に、「2, 700円」を「2, 750円」に改める。

別表第3中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第4中「33,530円」を「34,150円」に改める。

(佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例（昭和59年佐倉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

21,270円	28,360円	24,810円	74,440円
2,140円	2,830円	2,490円	7,460円
1,570円	2,100円	1,840円	5,510円
710円	950円	830円	2,490円

」を

「

21,660円	28,880円	25,270円	75,810円
2,180円	2,880円	2,530円	7,590円
1,590円	2,130円	1,870円	5,590円
720円	960円	840円	2,520円

」に

改める。

別表第2中

「

3,240円
9,720円
2,700円
1,080円
8,640円

」を

「

3,300円
9,900円

2, 7 5 0 円
1, 1 0 0 円
8, 8 0 0 円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の規定による改正後の佐倉市農業集落排水処理施設条例第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。